

長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）（第八条関係）

改正案

現行

（銀行法を準用する場合の読替え）  
 第五条 法第十七条後段の規定による銀行法の準用についての技術的  
 読替えは、次の表のとおりとする。

（銀行法を準用する場合の読替え）  
 第五条 法第十七条後段の規定による銀行法の準用についての技術的  
 読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条の二第一項	第七章の二第一節及び第二節、第八章並びに第九章	第五十二条の三から第五十二条の八まで、第五十二条の十一から第五十二条の十六まで、第五十三条、第五十六条（第四号を除く。）、第五十七条の三、第五十七条の四第二項並びに長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（第十六条の二から第十六条の二の

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第一項	定期積金等 預金者等の保護	定期積金 預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいふ。以下この項において同じ。）の保護
第十四条の二第二号	第三章及び第四章	並びに第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第二十六条

第十六条の三 第二号	第十三条及び第四章	預金者等の保護	定期積金等	第三条の二第二項	三まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条から第二十七条まで
第十六条の三	前条第一項第一号から	預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この項において同じ。）の保護	定期積金	長期信用銀行法第十三条の二第二項	長期信用銀行法第十三条の二第二項

第十六条の三 第八項	第二条第九項	特定子会社	従属先子会社	前条第四項	長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十三条の二第二項第一号から第四号
第十六条の三 第七項第二号				前条第四項	長期信用銀行法第十三条の二第六項
第十六条の三 第七項第一号				前条第四項	長期信用銀行法第十三条の二第一項第八号に規定する一の子会社
第十六条の三 第二十一号	預金者			前条第四項	長期信用銀行法第十三条の二第二項
第十六条の三 第四項	預金者			前条第四項	債券の権利者、預金者

第一項	第四号	条の二第一項第一号から第四号
第十六条の三第二項	株式等	株式又は持分
第十六条の三第四項第一号	前条第四項	長期信用銀行法第十三条の二第六項
第十六条の三第四項第四号	第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項
第十六条の三第七項	特定子会社	長期信用銀行法第十三条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定めるもの

第二十七條、第二十八條	第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項
第二十九條	預金者等	債券の権利者、預金者又は定期積金の積金者
第三十條第一項	以下この章	第三十二條
第三十條第四項	以下この章	次項並びに第三十四條第一項及び第三十五條第一項
第三十二條	銀行業	長期信用銀行の業務
第三十四條第一項、第三十五條第一項	預金者等	債券の権利者、預金者又は定期積金の積金者
第三十七條第一項	銀行業	長期信用銀行法第六條

第十六条の三 第八項	第二条第十一項	長期信用銀行法第十三 条の二第三項
第二十一条第 四項	預金者	債券の権利者、預金者
第二十七条、 第二十八条	第四条第一項	長期信用銀行法第四 条第一項
第二十九条	預金者等	債券の権利者、預金者 又は定期積金の積金者
第三十条第一 項	以下この章	第三十二条
第三十条第四 項	以下この章	次項並びに第三十四 条第一項及び第三十五 条第一項
第三十二条	銀行業	長期信用銀行の業務
第四条第一項	長期信用銀行法第四 条第一項	

一 項第一号		第一項各号に掲げる業 務
第三十七条第 三項、第四十 条、第四十一 条本文	第四条第一項	長期信用銀行法第四 条第一項
第四十一条第 一号	銀行業	長期信用銀行の業務
第四十二条、 第四十四条第 一項	第四条第一項	長期信用銀行法第四 条第一項
第五十二条の 五第一項	第五十二条の七第一 項各号	長期信用銀行法第十六 条の四第一項各号
第五十二条の 八第一項	前条第一項第一号から 第三号まで、第七号及 び第九号	長期信用銀行法第十六 条の四第一項第一号か ら第三号まで、第七号 及び第九号

第三十四条第一項、第三十五条第一項	預金者等	債券の権利者、預金者又は定期積金の積金者
第三十七条第一項第一号	銀行業	長期信用銀行法第六条第一項各号に掲げる業務
第三十七条第三項、第四十条、第四十一条本文	第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項
第四十一条第一号	銀行業	長期信用銀行の業務
第四十二条、第四十四条第一項	第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項
第五十二条の三の見出し	銀行議決権保有届出書	長期信用銀行議決権保有届出書

第五十二条の八第四項第一号及び第二号	第五十二条の二第一項	長期信用銀行法第十六条の二第一項
第五十二条の八第四項第三号	特定持株会社	長期信用銀行法第十六条の二第二項に規定する特定持株会社
第五十二条の八第四項第四号	第五十二条の二第三項ただし書	同条第三項ただし書
第五十二条の八第七項	前条第三項	長期信用銀行法第十六条の四第三項
第五十二条の八第七項	子会社対象銀行等	同項に規定する長期信用銀行等
第五十二条の八第七項	特定子会社	長期信用銀行持株会社の子会社のうち長期信用銀行法第十六条の四第一項第七号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの

第五十二条の 二第一項	前条第一項各号	長期信用銀行法第十六 条の二第一項各号
第五十二条の 二第三項	議決権保有割合の 銀行議決権保有届出書	議決権保有割合（同項 第一号に規定する議決 権保有割合をいう。以 下この条及び次条にお いて同じ。）の 長期信用銀行法第十六 条の二第一項に規定す る届出書（次条におい て「長期信用銀行議決 権保有届出書」という 。）
第五十二条の 二第五項	この節 第二条第十一項	この条及び第五十二 条の五から第五十二 条の八第一項まで 長期信用銀行法第十三 条の二第三項

第五十二条の 八第八項	第二条第九項	長期信用銀行法第十三 条の二第三項
第五十二条の 九	以下この章	第五十二条の十一第一 項、第五十二条の十二 、第五十二条の十三第 一項及び第三項並びに 第五十二条の十七第一 項及び第二項
第五十二条の 十三第三項	預金者	債券の権利者、預金者
第五十二条の 十八第一項及 び第二項	第五十二条の二第一項 若しくは第三項ただし 書	長期信用銀行法第十六 条の二第一項若しくは 第三項ただし書
第五十二条の 十八第三項第 一号及び第二 号	第五十二条の二第一項	長期信用銀行法第十六 条の二第一項

第五十二條の 四の見出し	銀行議決権保有届出書	長期信用銀行議決権保 有届出書
第五十二條の 四第一項及び 第二項	銀行議決権保有届出書	長期信用銀行議決権保 有届出書
第五十二條の 四第四項	第五十二條の二第二項 第二條第十一項	長期信用銀行法第十三 條の二第三項
第五十二條の 五	第五十二條の二第二項	長期信用銀行法第十六 條の二第一項
第五十二條の 十三	第五十二條の十各号	長期信用銀行法第十六 條の二の三各号
	第五十二條の九第一項 又は第二項ただし書	同法第十六條の二の二 第一項又は第二項ただ し書

第五十二條の 十八第三項第 三号	第五十二條の二第三項 ただし書	長期信用銀行法第十六 條の二第三項ただし書
第五十二條の 十八第三項第 四号	第五十二條の二第二項 又は第三項ただし書	長期信用銀行法第十六 條の二第一項又は第三 項ただし書
第五十二條の 十九第四項	第五十二條の三第一項	長期信用銀行法第十六 條の三
第五十二條の 二十（見出し を含む。）	銀行を子会社とする外 国の持株会社	長期信用銀行を子会社 とする外国の持株会社
第五十二條の 二十	この法律の規定	長期信用銀行法の規定 （同法第十七條におい て準用する銀行法の規 定を含む。）
第五十三條第 一項第二号	第十六條の二第一項第 八号又は第十号	長期信用銀行法第十三 條の二第二項第八号又 は第十号

			第五十四條第一項
	第五十二條の第十五第一項	第五十二條の九第一項 若しくは第二項ただし書	同法第十九條第一項 長期信用銀行法第十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書
	第五十二條の第十五第二項	第五十二條の九第一項 又は第二項ただし書	長期信用銀行法第十六條の二の二第一項又は第二項ただし書
	第五十二條の十六の見出し	外国銀行主要株主	外国長期信用銀行主要株主
	第五十二條の十六	外国銀行主要株主	外国長期信用銀行主要株主
この法律の規定	この法律を適用する場合	長期信用銀行法を適用する場合（同法第十七條の規定により銀行法を準用する場合を含む。）	長期信用銀行法の規定

			同法第四項
	第五十三條第一項第三号	第十六條の二第四項	長期信用銀行法第十三條の二第六項
	第五十三條第一項第五号	この法律の規定	長期信用銀行法の規定（同法第十七條において準用する銀行法の規定を含む。）
	第五十三條第二項	第二條第九項	長期信用銀行法第十三條の二第三項
	第五十三條第三項第一号	第五十二條の二第一項	長期信用銀行法第十六條の二第一項
	第五十三條第三項第三号	第五十二條の七第一項 第七号又は第八号	長期信用銀行法第十六條の四第一項第七号又は第八号
同法第三項	同法第三項	同法第三項	同法第六項

			(同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。)
第五十二條の二十一第一項	第五十二條の二十三第一項各号	長期信用銀行法第十六條の四第一項各号	
第五十二條の二十四第一項	前條第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号	長期信用銀行法第十六條の四第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号	
第五十二條の二十四第二項	株式等	株式又は持分	
第五十二條の二十四第四項第一号及び第二号		長期信用銀行法第十六條の二の四第一項	
第五十二條の二十四第四項第三号	特定持株会社	長期信用銀行法第十六條の二の四第二項に規定する特定持株会社	

第五十三條第三項第四号	第五十二條の七第三項	長期信用銀行法第十六條の四第三項	
第五十三條第三項第七号	子会社対象銀行等	長期信用銀行等	
第五十三條第三項第七号	この法律の規定	長期信用銀行法の規定(同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。)	
第五十六條第二号及び第三号	第四條第一項	長期信用銀行法第四條第一項	
第五十六條第五号	第五十二條の二第一項又は第三項ただし書	長期信用銀行法第十六條の二第一項又は第三項ただし書	
第五十六條第八号	前條	長期信用銀行法第二十條	
	第五十二條の二第一項又は第三項ただし書	同法第十六條の二第一項又は第三項ただし書	

	第五十二条の十七第三項ただし書	同条第三項ただし書
第五十二条の二十四第四項 第四号	前条第三項 子会社対象銀行等	長期信用銀行法第十六条の四第三項 同項に規定する長期信用銀行等
第五十二条の二十四第七項	特定子会社	長期信用銀行持株会社の子会社のうち長期信用銀行法第十六条の四第一項第七号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの
第五十二条の二十四第八項	第二条第十一項	長期信用銀行法第十三条の二第三項
第五十二条の二十五	以下この節	第五十二条の二十七第一項、第五十二条の二十八、第五十二条の二

第五十七条	この法律の規定	長期信用銀行法の規定（同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。）
第五十七条の二第二号、第五十七条の三第一号	第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項
第五十七条の三第二号	第十六条の二第四項	長期信用銀行法第十三条の二第六項
	第五十二条の二第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の十九第一項から第三項まで	第五十二条の十九第一項から第三項まで又は長期信用銀行法第十六条の二第一項若しくは第三項ただし書
第五十七条の三第五号	第五十二条の二第一項又は第三項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二第一項又は第三項ただし書

		<p>十九第一項及び第三項並びに第五十二條の十三第一項及び第二項</p>
<p>第五十二條の二十九第三項</p>	<p>預金者</p>	<p>債券の権利者、預金者</p>
<p>第五十二條の三十四第一項</p>	<p>第五十二條の十七第一項若しくは第三項ただし書</p>	<p>長期信用銀行法第十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書</p>
<p>第五十二條の三十四第二項</p>	<p>第五十二條の十七第一項又は第三項ただし書</p>	<p>長期信用銀行法第十六條の二の四第一項又は第三項ただし書</p>
<p>第五十二條の三十四第三項</p>	<p>第五十二條の九第二項</p>	<p>長期信用銀行法第十六條の二の二第二項</p>
<p>第五十二條の三十四第四項第一号及び第二号</p>	<p>第五十二條の十七第一項</p>	<p>長期信用銀行法第十六條の二の四第一項</p>

十九第一項及び第三項並びに第五十二條の十三第一項及び第二項

<p>第五十二條の 三十四第四項 第三号</p>	<p>第五十二條の十七第三 項ただし書</p>	<p>長期信用銀行法第十六 條の二の四第三項ただ し書</p>
<p>第五十二條の 三十四第四項 第四号</p>	<p>第五十二條の十七第一 項又は第三項ただし書</p>	<p>長期信用銀行法第十六 條の二の四第一項又は 第三項ただし書</p>
<p>第五十二條の 三十五第四項</p>	<p>第五十二條の十八第一 項</p>	<p>長期信用銀行法第十六 條の三</p>
<p>第五十三條第 一項第二号</p>	<p>第十六條の二第一項第 八号又は第九号</p>	<p>長期信用銀行法第十三 條の二第一項第八号又 は第九号</p>
<p></p>	<p>同条第四項</p>	<p>同条第六項</p>
<p>第五十三條第 一項第三号</p>	<p>第十六條の二第四項</p>	<p>長期信用銀行法第十三 條の二第六項</p>
<p>第五十三條第 一項第五号</p>	<p>この法律の規定</p>	<p>長期信用銀行法の規定 (同法第十七條におい て準用する銀行法の規</p>

	第五十三條第一項	長期信用銀行法第十六條の二の二第一項	定を含む。
第五十三條第一項	第五十二條の十七第一項	長期信用銀行法第十六條の二の四第一項	
第五十三條第三項第一号	第五十二條の二十三第一項第七号又は第八号	長期信用銀行法第十六條の四第一項第七号又は第八号	
第五十三條第三項第四号	第五十二條の二十三第三項	長期信用銀行法第十六條の四第三項	
第五十三條第三項第七号	この法律の規定	長期信用銀行法の規定 (同法第十七條において準用する銀行法の規定を含む。)	
第五十三條第一項	第二條第十一項	長期信用銀行法第十三	

四項	第五十六条第二号及び第三号	第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項
第五十六条第五号	第五十二条の九第一項又は第二項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書	
第五十六条第六号	第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書	
第五十六条第九号	前条 第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書	長期信用銀行法第二十条 同法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書又は同法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書	

第五十七条	この法律の規定	長期信用銀行法の規定 (同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。)
第五十七条の二第二号、第五十七条の三第一号	第四条第一項	長期信用銀行法第四条第一項
第五十七条の三第二号	第十六条の二第四項	長期信用銀行法第十三条の二第六項
	第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項から第三項まで	第五十二条の三十五第一項から第三項まで、長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書又は同法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書
第五十七条の	第五十二条の九第四項	長期信用銀行法第十六

第三号		条の二の二第四項
第五十二条の十七第五項	長期信用銀行法第十六条の二の四第五項	
第五十七條の三第五号	第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書
	第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書	長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。)(第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の關係にある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。)(第四条の規定は法第十七条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の關係にある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同

、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項、第三項及び第四項ただし書に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の規定は銀行法第五十二条の十六の規定により政令で定めるものとされる技術的読替えについて、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める

条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項、第三項及び第四項ただし書に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の六第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の十九第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の十九第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の四の規定は銀行法第五十二条の二十の規定により政令で定めるものとされる技術的読替えについて、施行令第十六条の五及び第十六条の六の規定は銀行法第

特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二條の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二條の三の三の規定は銀行法第五十二條の四の規定は銀行法第五十二條の二十において準用する同法第五十二條の十六の規定により政令で定めるものとされる技術的読替えについて、施行令第十六条の五及び第十六条の六の規定は銀行法第五十二條の二十において準用する同法第五十二條の十六の規定により政令で定めるものとされる技術的読替えについて、施行令第四條第一項本文中「法第二條第八項」とあるのは「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三條の二第一項」と、「法第二條第十三項」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の四第一項」と、同項第一号二中「法第二條第六項」とあるのは「長期信用銀行法第十七條において準用する法第十六條の三第三項」と、「同項」とあるのは「長期信用銀行法第十三條の二第一項第八号」と、同条第二項中「法第二條第十一項」とあるのは「長期信用銀行法第十三條の二第三項」と、同条第五項第三号中「法第二條第九項」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の二の二第一項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第五項」と、施行令第四條の二第一項第十号中「特定個人銀行主要株主」とあるのは「特定個

五十二條の二十の規定により政令で定めるものとされる特例及び必要な事項について準用する。この場合において、施行令第四條第一項本文中「法第二條第八項」とあるのは「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三條の二第一項」と、「法第二條第十一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の四第一項」と、同項第一号二中「法第二條第六項」とあるのは「長期信用銀行法第十三條の二第二項」と、「法第二條第七項」とあるのは「長期信用銀行法第十三條の二第一項第八号」と、同条第二項中「法第二條第九項」とあるのは「長期信用銀行法第十三條の二第三項」と、施行令第七條中「法第三十三條、第三十三條の二第一項、第三十四條第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十七條において準用する法第三十四條第一項」と、施行令第八條第二項中「法第四十三條第二項」とあるのは「長期信用銀行法第十六條第二項」と、施行令第十六條の二の見出し中「法第五十二條の二第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の二第一項」と、同条第一号中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、施行令第十六條の四の表読み替える法の規定の欄中「法の規定」とあるのは「法又は長期信用銀行法の規定」と、「第五十二條の三第三項第二号」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の三第二号」と、「第六十三條第七号」とあるのは「長期信用銀行法第二十五條第八号」と、「第六十五條」とあるのは「長期信用銀行法第二十七條」と、施行令第十六條の五中「法第五十二條の二第二項」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の二第二項」と、施行令第十六條の六中「法第五十二條の二第一項」とあるのは「

長期信用銀行法第十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

人長期信用銀行主要株主」と、施行令第七条中「法第三十三条、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項」とあるのは、「長期信用銀行法第十七条において準用する法第三十四条第一項」と、施行令第八条第二項中「法第四十三条第二項」とあるのは、「長期信用銀行法第十六条第二項」と、施行令第十五条の三中「法第五十二条の二第一項第一号」とあるのは、「長期信用銀行法第十六条の二第一項第一号」と、「銀行議決権保有届出書（法第五十二条の二第一項又は第五十二条の四第一項に規定する銀行議決権保有届出書をいう。）又は当該銀行議決権保有届出書」とあるのは、「長期信用銀行法第十六条の二第一項若しくは同法第十七条において準用する法第五十二条の四第一項に規定する届出書又は当該届出書」と、施行令第十五条の四の見出し中「法第五十二条の九第一項」とあるのは、「長期信用銀行法第十六条の二の二第一項」と、同条第一号中「銀行」とあるのは、「長期信用銀行」と、「株式等」とあるのは、「株式又は持分」と、施行令第十六条の表読み替える法の規定の欄中「法の規定」とあるのは、「長期信用銀行法の規定」と、「第六十五条」とあるのは「第二十七条」と、施行令第十六条の二の見出し中「法第五十二条の十七第一項」とあるのは、「長期信用銀行法第十六条の二の四第一項」と、同条第一号中「銀行」とあるのは、「長期信用銀行」と、「株式等」とあるのは、「株式又は持分」と、施行令第十六条の四（見出しを含む。）中「銀行を子会社とする外国の持株会社」とあるのは、「長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社」と、同条の表読み替える法の規定の欄中「法の規定」とあるのは、「法又は長期信用

銀行法の規定」と、「第五十二条の十八第一項第二号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の三第二号」と、「第六十三条第七号」とあるのは「長期信用銀行法第二十五条第八号」と、「第六十五条」とあるのは「長期信用銀行法第二十七条」と、施行令第十六条の五中「法第五十二条の十七第二項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の四第二項」と、施行令第十六条の六中「法第五十二条の十七第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の二の四第一項」と読み替えるものとする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第七条 法第二十二條第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十六条の二の四第一項及び第三項ただし書の規定による認可
- 三 (略)
- 四 銀行法第五十二条の三十四第一項の規定による法第十六条の二の四第一項及び第三項ただし書の認可の取消し
- 五 銀行法第五十六条(第二号及び第六号に係る部分に限る。)の規定による告示
- 六 銀行法第五十七条の三(第一号、第二号、)法第十六条の二の四第一項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。(、第四号及び第五号)(銀行法第五十二条の三十四第一項の規定

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第七条 法第二十二條第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十六条の二第一項及び第三項の規定による認可
- 三 (略)
- 四 銀行法第五十二条の十八第一項の規定による法第十六条の二第一項及び第三項の認可の取消し
- 五 銀行法第五十六条(第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規定による告示
- 六 銀行法第五十七条の三(第一号、第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定による通知

による法第十六条の二の四第一項及び第三項ただし書の認可の取消しに係る部分に限る。）」に係る部分に限る。）」の規定による通知

第九条 次に掲げる長官権限は、長期信用銀行議決権大量保有者（法

（新設）

第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。）」の主たる事務所（個人の場合にあつては、その住所又は居所（以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。）」の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第十六条の二第一項並びに銀行法第五十二条の三第一項、第三項及び第四項並びに第五十二条の四第一項及び第二項の規定による書類又は届出の受理（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は法第十六条の二の二第三項及び銀行法第五十三条第二項第三号の届出をしなければならない者）（次号において「特定大量保有者」という。）」に係るものを除く。）

二 銀行法第五十二条の五及び第五十二条の六の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞（特定大量保有者に係るものを除く。）」

三 銀行法第五十二条の七の規定による報告及び資料の提出の命令

四 銀行法第五十二条の八第一項の規定による質問及び立入検査

2| 前項第三号及び第四号に掲げる権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、長期信用銀行議決権大量保有者に係る長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3| 第一項第三号及び第四号に掲げる権限で長期信用銀行議決権大量保有者の主たる事務所等以外の事務所その他の施設（以下この項及び次条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4| 長期信用銀行議決権大量保有者（外国人又は外国法人であるものに限る。以下この項において同じ。）で国内に事務所その他の施設を有するものについては国内における主たる事務所等を主たる事務所等と、長期信用銀行議決権大量保有者で国内に事務所その他の施設を有しないものについては主たる事務所等が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前三項の規定を適用する。

第十条 次に掲げる長官権限は、長期信用銀行主要株主の主たる事務所等又は長期信用銀行主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である長期信用銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福

（新設）

岡財務支局長)も行うことができる。

1 銀行法第五十二条の十一の規定による報告及び資料の提出の命令

2 銀行法第五十二条の十二第一項の規定による質問及び立入検査  
前項各号に掲げる権限で長期信用銀行主要株主の従たる事務所等に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務支局長のほかに、福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 長期信用銀行主要株主(外国人又は外国法人であるものに限る。以下この項において同じ。)で国内に事務所その他の施設を有するものについては国内における主たる事務所等を主たる事務所と、長期信用銀行主要株主で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所等が関東財務局長の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。

第十一條 次に掲げる長官権限は、長期信用銀行持株会社(法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。)の主たる事務所又は当該長期信用銀行持株会社の法第十六条の二の四第一項に規定する子会社である長期信用銀行の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

第九條 次に掲げる長官権限は、長期信用銀行持株会社(法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。)の主たる事務所又は当該長期信用銀行持株会社の法第十六条の二第一項に規定する子会社である長期信用銀行の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

<p>1 銀行法第五十二條の三十一第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>2 銀行法第五十二條の三十二第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査</p> <p>2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は法第十六條の二の四第一項に規定する子会社（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3 長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社（銀行法第五十二條の二十に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものをいう。以下この項において同じ。）で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。</p>	<p>1 銀行法第五十二條の十五第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>2 銀行法第五十二條の十六第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査</p> <p>2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は法第十六條の二第一項に規定する子会社（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3 長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社（銀行法第五十二條の二十に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下この項において同じ。）で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。</p>
<p>1 銀行法第五十二條の三十一第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>2 銀行法第五十二條の三十二第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査</p> <p>2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は法第十六條の二の四第一項に規定する子会社（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3 長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社（銀行法第五十二條の二十に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものをいう。以下この項において同じ。）で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。</p>	<p>1 銀行法第五十二條の十五第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>2 銀行法第五十二條の十六第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査</p> <p>2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は法第十六條の二第一項に規定する子会社（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3 長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社（銀行法第五十二條の二十に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下この項において同じ。）で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。</p>